

奨学資金貸付申込みを開始しました

令和5年度の七ヶ宿町奨学資金貸付申込の受付を開始します。
申込の条件等は次のとおりです。



- 申込資格 高等学校、高等専門学校、大学、各種専門学校に進学する方
- 貸付額 ・高等学校、高専、各種学校 月額2万円又は3万円
・大学 月額3～5万円（いずれも1万円単位で申込者が金額を選択できます。）
- 申込期間 3月1日（水）から3月22日（水）まで
- 申込方法 教育委員会に設置している貸付申込書に医師の健康診断書と合格通知書の写しを添付してください。
- 連帯保証人 2名の連帯保証人が必要となります。
- その他 ・免除の制度はありません。
・貸付の適否について審査があり、その決定内容を3月末日までに通知します。

●申込・お問い合わせ 教育委員会 ☎37-2112（担当：二関）

まちづくりの課題解決に関する協定を締結しました

1月25日、町と株式会社ライズ・コンサルティング・グループによる「まちづくりの課題解決に関する連携協定」の締結式が行われました。

連携事項は「(1)コンサルティングワークに関すること(2)ビジネス研修に関すること(3)対外発信に関すること(4)他企業との連携に関すること(5)その他必要な事項」の5つです。

今回の連携協定は、町とSDGs推進に関する協定を結んでいる(株)ベガルタ仙台が、ライズ・コンサルティング・グループのサステナブルパートナーである縁から結ばれたものです。今後この協定に基づき相互連携を推進し、人口減少に直面する町の活性化を図っていきます。



▲協定書署名の様子



▲ライズ・コンサルティング・グループ 北村俊樹 代表取締役社長CEO(右) 小関幸一町長(左)

国民年金 からのお知らせ

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方に、国民年金の加入が義務付けられており、学生であっても20歳になれば加入する必要があります。また、原則として保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。

公的年金加入者には以下の3つの種別があります。

【第1号被保険者】

対象は20歳以上60歳未満の方で、農林漁業、自営業、学生の方などです。役場で加入手続きを行い、保険料はご自身で納入します。

【第2号被保険者】

対象は会社員や公務員等(厚生年金)の方です。勤務先で手続きを行い、保険料は給料から天引きされます。

【第3号被保険者】

対象は、会社員や公務員等に扶養される配偶者の方(20歳以上60歳未満)です。第3号被保険者である期間は、第2号被保険者の勤務先を経由して届出を行い、保険料をご自身で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

学生納付特例制度について

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付を猶予する学生納付特例制度があります。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学等に在学する方です。なお、学生納付特例を申請される場合は学生証や在学証明書等の添付が必要となりますのでご注意ください。

異動の時期は国民年金の届出をお忘れなく

20歳から60歳までの方が、年金の種別が変わる場合には届出が必要です。

春は就職や転職、進学など異動の多い時期です。忘れずに届出をしましょう。また、国民年金の第3号被保険者(配偶者の扶養)が、配偶者の退職やご本人の就職等により扶養から外れた場合は、第1号被保険者への切り替え手続きが必要になります。

●お問い合わせ 大河原年金事務所 国民年金課 ☎0224-51-3111
町民税務課 ☎37-2114（担当：熊谷）